

令和7年9月30日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について9月8日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第44号議案 古賀市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う市職員の育児休業制度等に係る所要の改正を行うもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 育児休業に関しては、年度内で10日相当まで繰返し取得可能。
2. 介護休暇に関しては、40歳以上で介護離職リスクが高まるため、到達年に制度説明・意向確認を義務化するもの。
3. 国家公務員制度に準じ、介護休暇部分は公布日施行、部分休業拡大は10月1日施行するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第45号議案 古賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化基準

に適合する基幹業務システムへの移行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う必要な措置を講じるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 法定事務以外での個人番号を利用する事務または独自利用の例としては、庁内や市の他機関との情報提供があり、具体的には、古賀市独自の制度である子ども医療費支給や、市町村ごとに基準が異なる就学援助、さらにアピアランスケア推進事業費補助金の交付などにおいて、申請時に所得証明書等の添付が不要となり、庁内システムを使って所得情報を照会できるようになるなどがある。
2. 今回、改正内容が多岐にわたるため、全文改正するような形となっている。その結果、以前よりも広い範囲で利用ができるようになった。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。